

南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金

【補助の目的】

小中学生の文化・スポーツ団体及び個人が全道並びに全国規模で開催される大会に参加する者に対し、参加に要する経費の一部を補助することにより、本町の文化とスポーツ活動の振興及び子どもの未来を応援する。

【補助対象者】

補助の対象となる者は、南幌町に在住し、原則、地区の予選大会等を経たものとする。

- (1) 小中学校に在学する児童生徒
- (2) 当該文化・スポーツ大会開催要項に定められた、出場登録できる個人又は監督等
- (3) その他、町長が特に認めた者

【対象となる大会】

補助の対象となる大会は、次に掲げる団体の主催する大会及びこれに準ずる大会とする。

- (1) 中学校体育連盟及び中学校文化連盟
- (2) 日本スポーツ協会
- (3) 北海道スポーツ協会及び北海道文化団体協議会
- (4) 全日本の各競技連盟及び北海道の各競技連盟
- (5) 全国の各文化連盟及び北海道の各文化連盟
- (6) その他、町長が特に認めた団体が主催するもの

※ただし、国民体育大会を除く

【補助対象経費】

※町バス等を利用する場合及び大会の主催する機関、団体等から補助がある場合は、その分の額を控除する。なお、町が実施する他の補助制度の適用がある場合には、補助対象としない。

※監督等については、単なる引率ではなく、指導者登録がされており、現に指揮・監督できる者をいい、南幌町に在住する選手の数が10名以内の場合は1名、11名以上の場合については2名まで認める。ただし、指導料を徴収している者は除く。

対象経費	基 準
交通費	・実費額の3分の2の額 ※詳細基準あり
宿泊費	・1人1泊につき全道大会 7,000 円以内、全国大会については 12,000 円以内 ※宿泊費が対象経費となる条件は、開催場所が片道 100 km 以上の場合とする。 ※詳細基準あり
大会参加料	・全額補助 ※団体競技及び複数人で参加する競技の大会参加料について、町外の者を含む場合は、町内の人数を全体の人数で除した値に大会参加料を乗じた額を補助対象経費とする。

④提出書類

■申請時

- (1) 補助申請書 (※定型様式あり)
- (2) 大会要項等(地区大会及び上位大会への選出基準が示されているもの)
- (3) 大会成績結果表(地区大会及び上位大会への選出基準が示されているもの)
- (4) 事業計画書 (※定型様式あり)
- (5) 予算書 (任意様式)
- (6) 大会参加者名簿 (任意様式)
- (7) その他参考となる書類

※HP からダウンロードした資料や、HP 掲載内容を印刷しても構いません。

⇒申請書一式をご提出の後、教育委員会にて内容確認の上、交付決定通知書を送付します。

概算払 (前払い) をご希望の場合は『概算払申請書』を提出して頂きます。

■実績報告時

大会出場後、速やかに実績報告書を提出していただきます。

- (1) 補助金等精算払申請書 (※定型様式あり)
- (2) 実績報告書 (※定型様式あり)
- (3) 大会成績結果表 (任意様式)
- (4) 決算書 (任意様式)
- (5) 補助対象経費に係る領収書 (コピー)

南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小中学生の文化・スポーツ団体及び個人が全道並びに全国規模で開催される大会に参加する者に対し、参加に要する経費の一部を補助することにより、本町の文化とスポーツ活動の振興及び子どもの未来を応援することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象となる者は、南幌町に在住し、原則、地区の予選大会等を経たものとする。

- (1) 小中学校に在学する児童生徒
- (2) 当該文化・スポーツ大会開催要項に定められた、出場登録できる個人又は監督等
- (3) その他、町長が特に認めた者

(補助対象の大会)

第3条 補助の対象となる大会は、次の各号に掲げる団体の主催する大会及びこれに準ずると認められる大会（国民体育大会を除く。）とする。

- (1) 中学校体育連盟及び中学校文化連盟
- (2) 日本スポーツ協会
- (3) 北海道スポーツ協会及び北海道文化団体協議会
- (4) 全日本の各競技連盟及び北海道の各競技連盟
- (5) 全国の各文化連盟及び北海道の各文化連盟
- (6) その他、町長が特に認めた団体が主催するもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、別表の基準に基づき、予算の範囲内でその経費の一部を補助する。ただし、町バス等を利用する場合及び大会の主催する機関、団体等から補助がある場合は、その分の額を控除する。なお、町が実施する他の補助制度の適用がある場合には、この要綱の対象としない。

2 監督等については、単なる引率ではなく、指導者登録がされており、現に指揮・監督できる者をいい、南幌町に在住する選手の数が10名以内の場合は1名、11名以上の場合については2名まで認める。ただし、指導料を徴収している者は除く。

3 補助金の額に百円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助対象経費に係る特例措置)

第5条 前条の規定にかかわらず、第3条第1号に規定する団体が主催する大会に出場する場合の補助対象経費等は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項の規定による監督等は、選手数によらず2名以内とし、外部指導者も認めるものとする。ただし、外部指導者については、学校における部活動等において外部指導者として登録を行い、かつ、当該学校の校長が必要と認める者である。
- (2) 町バスを利用する場合、交通費及び宿泊する運転手の宿泊費は全額を補助対象とする。

2 第3条第1号に規定する団体が主催する大会及び南幌町スポーツ少年団に係る監督等は、第2条に定める住所要件の適用を除外するものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該大会出場決定後、速やかに教育委員会への報告の上、事業計画書、予算書等について協議するものとする。

(補助の申請)

第7条 申請者は、南幌町補助金等交付規則（昭和51南幌町規則第4の1号。以下「規則」という。）の規定により、次に掲げる関係書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 大会要項等（地区大会及び上位大会選出基準）
- (2) 大会成績結果表（地区大会及び上位大会選出基準）
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 大会参加者名簿
- (6) その他参考となる書類

2 申請者は、前項の申請書に変更が生じた場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その可否を速やかに決定する。

2 決定にあたっては、南幌町文化協会、南幌町スポーツ協会等関係団体に事前に意見を求めることができる。

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金を受けた者は、大会出場後、規則の規定により、速やかに実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消等)

第10条 町長は、補助金を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき
- (3) その他、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和4年3月31日南幌町教育委員会告示第3号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(南幌町スポーツ少年団等大会出場費助成要綱の廃止)

2 南幌町スポーツ少年団等大会出場費助成要綱（令和3年南幌町教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則（令和7年3月 日南幌町教育委員会告示第 号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	基 準	摘 要
交通費	最も経済的な方法とし、職員等の旅費に関する条例（令和7年南幌町条例第号）により算定する交通費の例により算出した額の3分の2の額とする。	①片道 100 k m 以上の場合、高速道路料金を含めることができる。 ②駐車場の料金は交通費の対象経費としない。 ③町バス等を利用する場合の対象経費は、ガソリン代及び高速道路料金の実費額の3分の2とする。 ④車輛借上料は、実情により必要があると認めた場合にのみ対象経費とし、その実費額の3分の2とする。
宿泊費	1 人 1 泊につき全道大会 7,000 円以内とし、全国大会については 12,000 円以内とする。ただし、宿泊費の算定は、宿泊費と実費とを比較していずれか少ない経費を補助対象経費の上限とする。	①宿泊費が対象経費となる条件は、開催場所が片道 100 km 以上の場合とする。 ②宿泊日は、大会前日から大会当日までを対象とする。敗退等で参加日程が終了した場合は、終了した日以後の宿泊費は対象としない。 ③団体戦が終了後、個人戦のために全員が引き続き宿泊するような場合は、団体戦終了後の個人戦出場者以外の宿泊費は、補助対象経費に含まない。 ④宿泊キャンセル料金については対象としない。 ⑤宿泊費は、宿泊代（素泊料）と食事代がセット料金の場合は、当該セット料金（ただし、1 泊当り 1 泊 2 食分まで）を基準とし、外食の場合の食事代は、補助対象経費に含まないものとする。 ⑥全国大会が道内で開催の場合は、全国大会の基準に準ずる。 ⑦東日本大会など、北海道より広範囲を参加対象としているが、全国規模ではない大会（エリア大会）は、全道大会の基準に準じる。 ⑧南北海道及び北北海道大会については補助対象とし、全道大会の基準に準ずる。
大会参加料	全額補助とする。	①団体競技及び複数人で参加する競技の大会参加料について、町外の者を含む場合は、町内の人数を全体の人数で除した値に大会参加料を乗じた額を補助対象経費とする。
必要経費	町長が特に必要と認めるものに限り、その経費を補助する。	